

認知症高齢者の行方不明時対策関連事業

瀬戸内市では、認知症の人を見守り、行方不明になった場合でも早期に発見し、安心して暮らせるよう、次のサービスを提供しています。詳細はお問い合わせください。

<申請窓口・問い合わせ先>

瀬戸内市福祉部 いきいき長寿課
電話 (0869) 24-8869
瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

<認知症に関する相談窓口>

瀬戸内市地域包括支援センター
電話 (0869) 24-0001
瀬戸内市邑久町山田庄 862-1

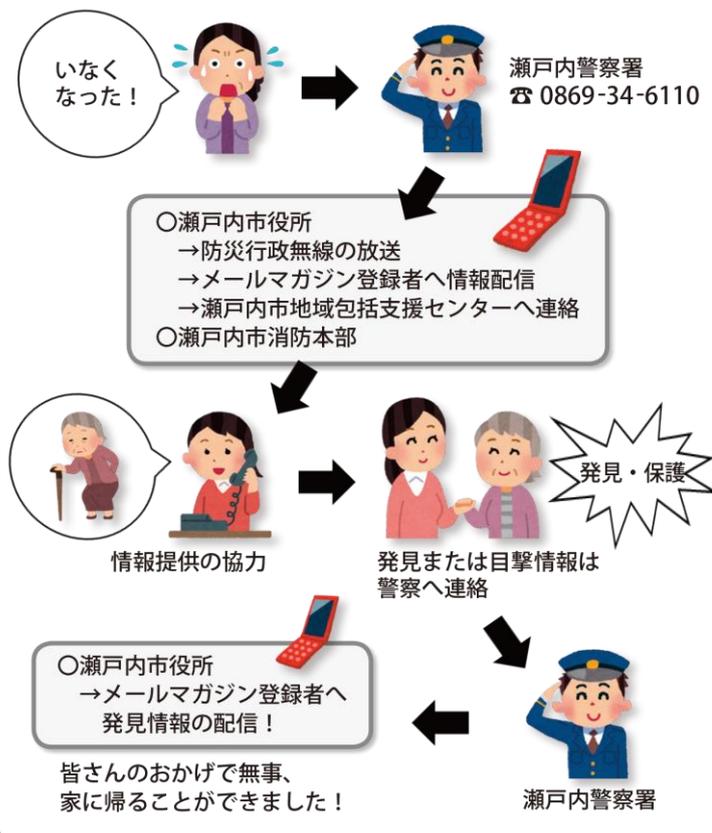


1. ひとり歩き高齢者見守り協力体制（写真等の事前登録・情報提供）

認知症により行方不明になる可能性のある高齢者の名前や特徴などの情報を事前登録しておくことで、行方不明時に地域住民や協力機関へ必要な情報を提供し、早期発見と保護に役立っています。

対象者	市内に住所があり居住する、徘徊行動により行方不明になる可能性のある認知症高齢者の方
登録方法	次のものを準備し、申請してください。 ①申請者の印鑑 ②対象者のカラー写真（胸より上の写真1枚。全身の写真1枚。）

ひとり歩き高齢者見守り協力体制の流れ



協力者を募集しています

事前登録された認知症高齢者の方が行方不明になった場合に、行方不明時の状況や身体的特徴、服装などの情報を電子メール（市メールマガジン）で配信します。「似た人を見かけた」などの情報を警察へ連絡してもらい、早期発見に役立てることができます。市メールマガジンの登録にご協力をお願いします。

市メールマガジンの登録方法

- 【QRコードからの登録】
- ①右のQRコードを読み取ると登録画面に遷移します。
 - ②登録画面の「行方不明者情報メール」を選択してください。
- 【メールアドレスからの登録】
- ①次のアドレスへ空メールを送信すると仮登録確認のメールが届きます。
33212_setouchi@j.bmb.jp
 - ②メール内のURLをクリックすると登録画面に遷移します。
 - ③登録画面の「行方不明者情報メール」を選択してください。
- ※メール送受信や登録用ホームページへのアクセス通信料などは協力者負担です。



2. 高齢者徘徊対策促進事業（見守りシール）

認知症により行方不明になる可能性のある高齢者を介護する方又はその家族に対し、見守りシールを支給します。



○見守りシールとは

発見者が高齢者の衣服や持ち物等に貼られた見守りシールの QR コードをスマートフォンなどを使って読み取ると、画面にインターネット上の伝言板が表示されます。同時に、保護者には QR コードが読み取られたことを通知するメールが届きます。発見者と保護者が伝言板を通じてやりとりし、発見から保護者への引渡しまでを、安心、安全、迅速に行うことができます。

対象者	市内に住所があり居住する高齢者等で、次のいずれかに該当する方 1 要介護者又は要支援者であって、徘徊行動のある方 2 医師により介護保険法第5条の2に規定する認知症と診断された方 3 以上に掲げる者に準ずると市長が認める方
支給内容	一人当たり 30 枚の見守りシールを支給
利用料	無料
備考	申請者の E メールアドレスが必要となります。（最大 3 件まで登録可）

3. 認知症高齢者個人賠償責任保険事業



認知症高齢者が日常生活における偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負担した場合に備えて、市が保険契約者となり個人賠償責任保険に加入します。

対象者	次の要件をすべて満たす方 ①ひとり歩き高齢者見守り協力体制に登録している ②高齢者徘徊対策促進事業に登録している ③市内に住所があり居住している
加入方法	①～③すべて満たした時点で市が保険加入するため、被保険者の申請は不要です。 ※保険事業のみの加入はできません。
賠償内容	個人賠償責任保険金額 3億円（免責金額0円）※示談交渉サービス付 救援者費用 300万円 死亡・後遺障害保険金額 3万円
保険料	無料（保険料の本人負担はありません。）